

「被害者支援活動員養成講座（第11期生）」募集要項

公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター

1 はじめに

私たちの身近なところで、犯罪や事故などで多くの方が傷ついています。誰にも相談できないまま当事者だけで苦しみ、悩み、自らを責めて孤立していくといったケースも多く、被害者やご遺族は、様々な問題に直面し困難な生活を強いられています。

「ぎふ犯罪被害者支援センター」は、事件事故に遭われた被害者やそのご家族、ご遺族の被害回復を側面的に支援するための民間団体であります。平成16年に発足し、その後、県知事から「公益社団法人」の認定、県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるなど、事業活動が定着し、社会的な評価を受けています。

現在、約30名の支援活動員が、相談・支援活動や被害者の方々と交流を行っています。犯罪被害者やご家族からの電話相談をはじめ、面接相談や警察署、裁判所、病院等への付添いなどの支援活動や広報活動も行っています。

また、性暴力被害のための専門相談窓口である「ぎふ性暴力被害者支援センター」の支援員・相談員として潜在化する被害者の方を救済するとともに、心身の負担の軽減、早期の自立に向け、ワンストップでサポートしていくための活動にも参加しています。

今回、被害者のサポート活動を行っていただくことを目的として、「被害者支援活動員養成講座(第11期生)」の受講者を募集します。

2 支援活動員の業務

(1) 活動内容

- ・電話相談や付添い支援活動など（月数回程度、支援センター内の電話相談室にて）
- ・街頭広報、講演会の手伝いなどの広報活動
- ・養成講座終了後、支援活動員として必要な知識、経験を深めるため、毎月1～2回の継続研修（「スキルアップ研修」）を受けていただきます。

(2) 勤務条件

- ・勤務形態 非常勤
- ・勤務時間 月曜日～金曜日 10時～16時
（性暴力被害者相談は10時～20時（2交替制））
月2～3回程度勤務
- ・勤務場所 ぎふ犯罪被害者支援センター（岐阜市藪田南5丁目14-12）
- ・報酬 当支援センターの規定による

3 募集期間

令和5年7月18日（火）から8月25日（金）まで

4 応募資格

- (1) 年齢、25歳以上65歳以下の方（男女は問いません。）
- (2) 被害者支援に理解と意欲があり、相談・支援活動に関心がある方

- (3) 相談及び支援活動に必要な知識・技術を習得してもらうための専門的な研修をすべて受けることができる方

5 研修内容

- (1) 期間 令和5年9月7日(木)(開講式)～令和5年10月12日(木)(修了式)

※全6日間、木曜日開催予定

- (2) 場所 OKBふれあい会館内 研修室

岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号

- (3) 内容

犯罪や不慮の事故、性暴力等に遭われた被害者やそのご家族の支援活動に必要な知識や技能を習得するため、医師・弁護士・臨床心理士等の専門家や関係機関の担当者を講師とする研修を行います。※詳しいカリキュラムは受講証と一緒にご連絡いたします。

6 受講料 無料

7 定員 計15名 定員を超えた場合は選考を行います。

8 応募要領

- (1) 次の書類を、下記に郵送してください。

- ・「養成講座受講申込書」
- ・「養成講座に応募した動機」と題した作文(A4版用紙、800字程度)

- (2) 申込書送付先

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14-12

公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター事務局 宛

※「養成講座申込」と明記してください。

- (3) 応募締切

令和5年8月25日(金) (必着)

※「申込書」はぎふ犯罪被害者支援センターのホームページからもダウンロードできます。

HP：<https://www.gifu-vsc.org/> ぎふ 被害者支援 で検索

郵送をご希望の方は、上記宛先までご請求ください。

- (4) 受講が決定した方には、9月1日(金)までに、受講の連絡を郵送します。

9 支援活動員の選考

受講申込書等に基づいて書類選考します。書類審査の結果については、後日、通知します。

10 実地研修

養成講座受講後、審査で選考された方は、支援活動員として必要な相談対応実地研修を受けていただきます。

令和5年11月から令和6年3月まで月1回(予定) 支援活動員初級研修

11 問い合わせ先

公益社団法人「ぎふ犯罪被害者支援センター」事務局

電話 058-275-3933 (月～金 9:30～16:30)

FAX: 058-213-3933

Eメール: jimu@gifu-vsc.org